

城里町七会町民センター「アツマーレ」グラウンド広告表示募集要項

1 募集の目的

城里町七会町民センター「アツマーレ」グラウンド（以下「アツマーレグラウンド」という。）は、株式会社フットボールクラブ水戸ホーリーホック（以下「水戸ホーリーホック」という。）が練習の拠点として使用している施設であり、選手のトレーニング状況や練習試合の風景など、メディア等で情報発信される機会が多い施設となっています。

また、アツマーレグラウンドは、地域社会における自主的な活動及びスポーツを通じた交流の場を提供することにより地域の活性化を図り、もって豊かな町民生活の創造、魅力あるまちづくりに寄与するとともに、地域住民の利便性の向上に資するために設置された施設であり、将来にわたって効果的で持続可能な施設運営を図るため、アツマーレグラウンド周辺を広告スペースとして活用いただきたいと考えております。

この要項は、アツマーレグラウンド周辺への広告掲載を希望する広告主を募集するために、必要な事項を定めたものです。

2 施設の概要

- (1) 名称 城里町七会町民センター「アツマーレ」グラウンド
- (2) 所在地 東茨城郡城里町小勝 2268 番地の 3
- (3) 施設内容 天然芝グラウンド 2 面 15,720 m²
- (4) 利用期間 4 月 1 日から 3 月 31 日まで（1 年間を基本とする。）

3 広告の表示料金について

表示箇所	規格（高さ×幅）	料金（月額）	料金（年額）
フェンス	3.0m×0.9m=2.7 m ²	42,000 円	504,000 円
フェンス	2.2m×0.6m=1.32 m ²	17,500 円	210,000 円

4 掲載することが出来る広告

掲載することが出来る広告は、城里町、城里町開発公社及び水戸ホーリーホックの事務または事業に支障を及ぼさず、かつ、町開発公社及び水戸ホーリーホック所有財産等の用途又は目的を妨げないものとします。また、掲載することが出来る広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとします。

- (1) 城里町行政手続条例（平成 17 年城里町条例 12 号）第 2 条第 1 号に規定する法令に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれのあるもの

- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に掲げる営業に関するもの
- (4) 貸金業の規制等に関する法律（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条に規定する貸金業に関するもの
- (5) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝、求人広告その他これらに類するもの
- (6) 城里町が推奨しているものと誤解を招くおそれのあるもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が別に定めるもの

5 広告の掲出について

広告の作成費用、掲出及び撤去に係る費用は広告主に負担していただきます。

なお、広告掲出期間内に広告の破損等が生じた場合は、グラウンド施設管理者に過失があった場合を除き、広告主の負担により修復していただきます。

広告の色、文字、デザイン及び構造等については、城里町開発公社と事前に協議し、決定するものとする。

6 申し込み方法

(1) 事前協議

(添付書類)

①城里町七会町民センターグラウンド広告表示事前協議書

※表示を希望される場所については、別紙「アツマーレグラウンド広告掲載場所」の表示場所及び番号を記載してください。

②レイアウト図

(2) 許可申請

(添付書類)

①城里町七会町民センターグラウンド広告掲載許可申請書

※場所については、別紙「アツマーレグラウンド広告掲載場所」の表示場所及び番号を記載してください。

②レイアウト図

7 申込先・お問い合わせ

【アツマーレ BBQ 場】

〒311-4402 東茨城郡城里町小勝 2268-3

TEL 0296-88-3157 FAX 0296-88-3157

E-mail info@shirosatocamp.jp

【一般財団法人城里町開発公社】

〒311-4313 東茨城郡城里町上入野 4384

TEL 029-288-5959 FAX 029-288-5468

E-mail info@shirosatocamp.jp